



ひだまり

第36号

平成28年8月発行

～いしかり農業委員会だより～



ブロッコリー(高岡)

主 な 内 容

- ・ こんなときは農業委員会へ
- ・ 農業委員会で決まったこと
- ・ 農業委員永年勤続表彰
- ・ 新委員紹介



こんな時は農業委員会へ



◎農地の売買や貸し借りをするとき

農地の売買や貸し借りをする場合は法律の規定により、農業委員会の許可が必要です。

①農地法（３条）による場合

農地法による貸し借りの場合は賃借期間が切れても自動的に契約が継続されます。
双方の話し合いで売買価格や賃借料を決め、農業委員会に申請してください。

②農業経営基盤強化促進法による場合

「農地利用集積計画」を農業委員会が許可し、市の公告を経てから、売買や賃借ができます。

◎農地を他の用途にするとき（農地転用）

農地を農地以外にする場合は農地転用許可が必要です。

例：農業用倉庫や住宅を建てる時
砂利やコンクリートで駐車場や作業場を作るときなど



今年度から４ha以下の農地転用は農業委員会の許可となりました。（４haを超える場合は知事許可）

申請から許可までに３ヶ月以上かかる場合があります！！余裕をもって申請して下さい。

※違反転用の罰則が強化されています！！

平成２１年の農地法改正に伴い、違反転用及び原状回復命令違反それぞれ、３年以下の懲役又は３００万円以下の罰金（法人は１億円以下の罰金）が科せられます。

◎農地改良をするとき

「農地改良」とは、農地の所有者又は耕作者が行う農地の盛土、あるいは掘削の行為」のことをいいます。

例：農地の埋め立てをして田から畑にすること
上質の土に入れ替え土壌改良すること

農地改良を行いたい場合は、事前に農業委員会へ「農地改良届出書」を提出してください。



◎相続などをしたとき

相続などで農地を取得した場合は、登記手続き終了後、農業委員会に『届出』が必要です。

届出書は、農業委員会や各支所の地域振興課の窓口にあります。

◎各種証明について

農業の制度資金や交付金を受け取るとき、他の市町村の農地を取得するとき、証明書が必要になる場合があります。

農業委員会に申請すると、農業経営証明、耕作証明など必要な各種証明を発行いたします。

印鑑・本人確認書類（免許証等）・手数料を持参の上、申請してください。



◎農地所有適格法人（旧農業生産法人）について

農業経営の効率化のために、共同で農地所有適格法人を立ち上げようとするときや、家族経営での法人化を考えている場合などは、農業委員会にご相談ください。

農地所有適格法人は、年に一回、農業委員会への事業等の報告が義務付けられています。忘れずに報告をお願いします。



◎市民農園について

農業者が自分の農地で市民農園を開設する場合、農業委員会の承認が必要な「特定農地貸付け」による方法と、承認を必要としない「農園利用方式」などがあります。

まずは、市の農政課または農業委員会にご相談ください。



農業委員会の制度が変わります！！

平成28年4月から新しい農業委員会に関する法律が施行され、次期改選時（平成29年7月）より、農業委員の選出方法が変わります。

詳しくは市広報9月号・またはホームページをご覧ください。



平成28年度農業委員会総会予定

	総会開催日	各種申請書提出期限
第27回	平成28年8月25日（木）	平成28年8月10日（水）
第28回	平成28年9月29日（木）	平成28年9月12日（月）
第29回	平成28年10月27日（木）	平成28年10月11日（火）
第30回	平成28年11月24日（木）	平成28年11月10日（木）
第31回	平成28年12月22日（木）	平成28年12月12日（月）
第32回	平成29年1月27日（金）	平成29年1月10日（火）
第33回	平成29年2月23日（木）	平成29年2月10日（金）
第34回	平成29年3月23日（木）	平成29年3月10日（金）

農業委員会で決まったこと

農業委員会では毎月1回総会を行っています。
平成27年12月から平成28年6月に行われた総会での決定事項をお知らせします。

◆第19回総会 平成27年12月25日

- | | | | |
|----------------------|-----|--------------------|-----|
| ・農地法第3条の3第1項の規定による届出 | 1件 | ・農用地利用集積計画案（利用権設定） | 13件 |
| ・農地法第18条第6項の規定による通知 | 10件 | ・荒廃農地の現況調査について | 71件 |
| ・農用地利用集積計画案（所有権移転） | 3件 | | |

◆第20回総会 平成28年1月22日

- | | | | |
|---------------------------|----|-----------------------|-----|
| ・農地法第3条の3第1項の規定による届出 | 1件 | ・農用地利用集積計画案（利用権設定） | 18件 |
| ・農地法第18条第6項の規定による通知 | 5件 | ・農用地利用配分計画案について | 1件 |
| ・農地法第3条第1項の規定による許可申請（所有権） | 2件 | ・石狩市農業振興地域整備計画の変更について | 1件 |
| | | ・特定農地貸付承認申請について | 1件 |

◆第21回総会 平成28年2月25日

- | | | | |
|---------------------------|-----|--------------------|-----|
| ・農地法第3条の3第1項の規定による届出 | 1件 | ・農用地利用集積計画案（所有権移転） | 3件 |
| ・農地法第18条第6項の規定による通知 | 10件 | ・農用地利用集積計画案（利用権設定） | 17件 |
| ・農地法第3条第1項の規定による許可申請（所有権） | 2件 | ・農用地利用配分計画案について | 1件 |
| ・農地法第3条第1項の規定による許可申請（賃借権） | 1件 | | |

◆第22回総会 平成28年3月24日

- | | | | |
|---------------------------------------|----|-------------------------------|----|
| ・農地法第18条第6項の規定による通知 | 5件 | ・農用地利用集積計画案（利用権設定） | 3件 |
| ・農地法第3条第1項の規定による許可申請（所有権） | 1件 | ・農地法第5条の規定による許可申請 | 1件 |
| ・農地法第3条第1項の規定による許可申請（賃借権および使用貸借による権利） | 4件 | ・農地法第6条の規定に基づく農業生産法人の定期報告について | 3件 |
| ・農用地利用集積計画案（所有権移転） | 6件 | ・農業委員の辞任に伴う同意について | 1件 |
| | | ・農業委員会事務局職員の任免について（会長専決） | 1件 |

◆第23回総会 平成28年4月22日

- | | | | |
|---------------------------------------|-----|-------------------------------|----|
| ・農地法第3条の3第1項の規定による届出 | 1件 | ・農用地利用配分計画案 | 4件 |
| ・農地法第18条第6項の規定による通知 | 9件 | ・石狩市農業振興地域整備計画の変更について | 2件 |
| ・農地法第3条第1項の規定による許可申請（所有権） | 1件 | ・農地法第4条の規定による許可申請 | 1件 |
| ・農地法第3条第1項の規定による許可申請（賃借権および使用貸借による権利） | 3件 | ・農地法第5条の規定による許可申請 | 2件 |
| ・農用地利用集積計画案（所有権移転） | 6件 | ・現況証明願いについて | 3件 |
| ・農用地利用集積計画案（利用権設定） | 10件 | ・石狩市農業委員会事務局職員人事評価実施規程の制定について | 1件 |



◆第24回総会

平成28年5月24日

- ・農地法第5条の一時転用に係る事業完了報告について 2件
- ・農地法第18条第6項の規定による通知 6件
- ・農地法第3条第1項の規定による許可申請（所有権） 1件
- ・農地法第3条第1項の規定による許可申請（賃借権） 5件

- ・農用地利用集積計画案（利用権設定） 15件
- ・農地法第4条の規定による許可申請 1件
- ・現況証明願いについて 1件
- ・平成27年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）及び平成28年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について 1件

◆第25回総会

平成28年6月23日

- ・農地法第3条の3第1項の規定による届出 2件
- ・農地法第18条第6項の規定による通知 2件
- ・現況証明願いについて（会長専決） 1件
- ・農地法第3条第1項の規定による許可申請（賃借権） 1件
- ・農用地利用集積計画案（所有権移転） 1件

- ・農用地利用集積計画案（利用権設定） 5件
- ・農地法第4条の規定による許可申請 1件
- ・現況証明願いについて 1件
- ・農業委員会等に関する法律の一部改正に伴う石狩市農業委員会の委員定数等について 1件

農業委員永年勤続表彰

おめでとう
ございます！



農業委員として10年以上在任され、農業の振興に多大な貢献をされている川上登委員が、この度、石狩地方農業委員会連合会から永年勤続表彰を受賞されました。

今後ともよろしくお願いいたします。

新委員紹介



小池裕明
選任(農協)
平成28年3月就任



農地パトロール月間 始まります！

今年は8月ころ実施予定です。
農業委員が巡回指導に伺いました際はご協力下さい。

「農業者年金」に加入しましょう！

「農業者年金」は農業者の老後安定・福祉向上を図る、積立方式確定拠出型の年金です。
農業者年金には様々なメリットがあります！

- ①積み立て方式で少子高齢時代に強い
- ②保険料の額は自由に決められます
- ③80歳まで保証付の終身年金です
- ④支払った保険料全額が、社会保険料控除の対象
- ⑤意欲ある担い手は国から助成を受けられます

詳しくはJA窓口、農業委員会事務局へおたずねください。

※年金受給者が亡くなられた場合には届出が必要です。JA窓口、農業委員会事務局までご連絡ください。

全国農業新聞の購読申し込みについて



全国農業新聞は農業者の公的代表機関である農業委員会系統組織が発行する農業総合専門紙であり、経営とくらしに役立つ新聞として高い評価を受けています。この機会に購読してみませんか？

全国農業新聞の購読の申し込みは農業委員会で受け付けています。
電話（0133-72-3147）にてご連絡下さい。

- ◆毎週金曜日発行
- ◆購読料は月額700円（年間8,400円）

編集後記

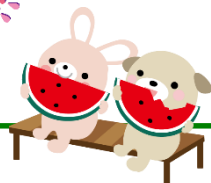
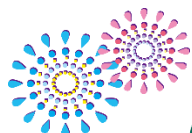
3月から農協の推薦を受け農業委員の大任を仰せつかりました。先輩委員に学びながら、地域農業者の声にきめ細かい取り組みをしていきたいと思っております。

今回の「ひだまり」は農地に関する手続きについて掲載させていただきました。詳しくは農業委員会にお問い合わせ下さい。

来年、改選時における委員の選考方法が変わります。次号で詳しく皆様にお知らせしていきたいと思います。

4月こそ暖かかったものの、5月は風による被害、6月は雨や日照不足など心配な天候が続いております。今後の好天に期待し、豊穡の秋を迎えたいと思います。

編集委員 小池 裕明



ひだまり編集委員紹介

- ◆ 三枝 豊 委員
- ◆ 笹森 克春 委員
- ◆ 小池 裕明 委員 の3名です

「皆さんからのご意見お待ちしております！」

編集・発行 石狩市農業委員会
〒061-3292 石狩市花川北6条1丁目30-2
市役所3F
TEL 0133-72-3147
FAX 0133-72-3540